

## 第5回検討会における主な意見

(○は委員、◎は法人、●は文化庁の意見)

## ◆基本認識

- 独法制度は国立文化施設等にふさわしくないことを明確に記述すべき。「基本認識」が全体的に強いメッセージとなった点は評価できる。
- ◎ 善かれ悪しかれ、国立文化施設は日本の文化を表す「国の顔」である。
- 「基本認識」部分は、短い言葉で大事なポイントを訴えていくべき。
- まずは4法人の事情を過不足なく盛り込んだ上で、ポイントを絞っていく段階を踏む必要。

## ◆中期目標の在り方

- ◎ 例えば新国立劇場は3-4年前から公演の構想を練り、仮契約も結ぶなど、その事業内容には長期性が求められる。国立美術館・博物館の展覧会企画も、長いもので8-10年前から準備を始める。
- 民間企業では中期経営計画をローリング方式で毎年改定していくスタイルとなっている。例えば各法人の中期目標をローリング改定していくことができれば、文化事業の長期性は乗り越えられるのではないか。
- 例えば中期目標期間を7年とし、5年経過時点で期間評価を行い、評価結果を次期中期目標期間に反映することは考えられるのではないか。
- ローリング改定は独法制度の下では認められない。

## ◆新たな制度の創設

- ◎ 国立文化施設等に「大学の自治に基づく教育研究」、「研究開発」に相当する独法通則の例外とすべき特性はあるか。その点、「文化そのものの価値」を扱う点は大きな要素となり得るのではないか。
- 国立文化施設等から独法制度の枠を取り払う方向で検討すべき。
- 新たな法人形態への移行に重点を置いて検討を進めるべき。ただしそれには時間を要するので、同時に現行独法制度における改善点も示すべき。
- 新たな通則制度を創設し、その下に各法人の自主性を尊重した個別法人をぶら下げる方法が良いのでは。その上で、目標設定や評価に当たっては、各法人の長と文部科学大臣・文化庁長官との意思疎通を密にすべき。
- 国立文化施設等が他の独法と十把一絡げとされていることはナンセンス。各論点が現行通則法になじまない根拠ではないか。国立文化施設等は、我が国に付加価値を与えるものとしての共通性もある。

#### ◆検討の対象法人

- 科博の標本資料は学術的価値があり、保存することは重要だが、芸術とは異なり、「文化」の枠組みには入らない。科博は自然史のほか特に研究機能が大きい。芸文振も博物館とは異なる。枠組みについて議論が必要。なお、科博は日本の「スミソニアン」と考えることも出来る。
- 国立大学法人の「教育研究」、研究開発法人の「研究開発」に類するものとして、国立文化施設等の機能を括る概念が思い浮かばないため、4法人に共通の枠組みを考えることに違和感がある。
- ◎ 4法人の共通部分を通則制度としつつも、科博としては個別法の下で独自性が担保されることを望みたい。
- 人間文化研究機構の歴博、民博も本検討の対象に加えてはどうか。
- 有形・無形の日本の宝、遺産を収集し、国民に公開する点において4法人を包括できる。

#### ◆業務継続の必要性

- 国立文化施設等は、その使命を踏まえれば、中期目標期間終了後も業務継続すべきであることは当然であり、業務継続の必要性自体を検討するとされている独法制度はそぐわない。

#### ◆評価

- 新たな制度を目指す場合でも第三者による評価がしっかり担保されることは重要。
- 国立文化施設の評価は、文化審議会の下(に置かれる専門機関)でしっかり行うべき。

#### ◆寄附税制

- 国の文化予算の拡充も大切だが、「国の顔」であればこそもっと国民からの寄附があって然るべきであり、そのための寄附税制の充実も大切。
- 税制優遇措置を充実すれば、企業も個人も寄附するようになるという考えは幻想。

#### ◆アジア諸国の動向

- 中韓の博物館の追上げが激しく、国際会議では日本の存在感は失われていると言っても過言ではない。アジア諸国の博物館は欧米を向いており、日本を向いていない。日本の博物館のレベルを高めていく元気の出る方向性を打出すべき。

#### ◆論点整理のまとめ方

- 論点整理の冒頭に、例えば「これからの国立文化施設等のための10の緊急提言」として、「このままでは文化破壊につながる」「新たな法人制度の構築が必要」などと記述すれば、インパクトがある。